

令和5年9月15日

指定障害福祉サービス事業者等 様

旭川市福祉保険部指導監査課長

サービス管理責任者等に関する告示の改正に伴う対応について（お知らせ）

サービス管理責任者等に関する告示の改正については、令和5年6月30日付け事務連絡にてこども家庭庁支援局障害児支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部障害福祉課から通知されていますが、当該規定にかかる指定権者への届出について、本市が所管する事業所においては次のように取り扱うこととしますのでお知らせします。

## 1 個別支援計画（原案）の作成の業務に従事する旨の届出について

実践研修の受講にあたって必要な実務経験（OJT）について、通常は「2年以上」であるところを「個別支援計画（原案）作成業務」に従事させることにより「6月以上」とする事業所は、市に以下の届出をしてください。

- (1) 届出様式 「サービス管理責任者等実践研修の例外的な受講にかかる個別支援計画作成業務に関する届出書」
- (2) 添付書類
  - ・基礎研修（「サービス管理責任者等基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修」）の修了証
  - ・サービス管理責任者等基礎研修までに実務経験要件を満たしていることがわかる書類（実務経験証明書、資格証 等）
  - ・雇用証明書（当該事業所において相談支援業務または直接支援業務に従事している場合）※みなし等で配置されているサービス管理責任者等の場合、既に変更届等で提出している書類の提出は不要です。
- (3) 届出期間 基礎研修（「サービス管理責任者等基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修」）修了後から実践研修の受講開始日の前日まで（eラーニングの場合、受講可能となる日の前日まで）

## 2 注意点

以下の要件を満たしている方のみ提出して下さい。届出に虚偽がある場合や届出後に退職等で6月を満たさなかった場合は無効となります。記載内容を証明する資料を適切に保管の上、指定権者から求めがあった場合には、速やかに提出できるようにして下さい。

- (要件1) 「サービス管理責任者等基礎研修」の受講時既にサービス管理責任者等の実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。
- (要件2) 障害福祉サービス等事業所・施設において、個別支援計画（原案）作成業務に6月以上従事する。（実践研修の受講時点で6月以上を満たしている。）
  - ※ 起算点は、基礎研修（「サービス管理責任者等基礎研修」と「相談支援従事者初任者研修」の両方）を修了した時点からです。6月以上の考え方は、サービス管理責任者等の実務経験の例（1年以上のうち業務に従事した日が180日以上）によります。
  - ※ 個別支援計画（原案）作成業務に従事するとは、以下の一連の業務に少なくとも概ね10回以上従事することをいいます。
    - ・アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき個別支援計画の原案を作成する。個別支援計画の作成に係る会議を開催（参画）し、上記原案の内容について担当者等から意見を求める。
    - ・上記原案の内容を利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得、個別支援計画を利用者に交付する。

- ・定期的に個別支援計画の実施状況の把握及び利用者の継続的なアセスメント(モニタリング)を行い、少なくとも6月に1回以上個別支援計画を見直しし、必要に応じて個別支援計画を変更する。

### 3 添付書類

- (1)「サービス管理責任者等実践研修の例外的な受講にかかる個別支援計画作成業務に関する届出書」
- (2) 別添「実務研修が実務経験6月以上で受講可能となる例外の取扱い(旭川市所管)」

### 4 参考資料

- (1)「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」(令和5年6月30日こども家庭庁支援局障害児支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部障害福祉課事務連絡)
- (2)「サービス管理責任者等研修の取扱い等に関するQ&Aについて」(令和5年3月31日厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部障害福祉課事務連絡)

<p>【担当】旭川市福祉保険部指導監査課(障がい担当) 電話 : 0166-26-1111 内線(5118, 5129) eメール : shido-syougai@city.asahikawa.lg.jp</p>
--